

# 事業評価シート

担当課・室長：環境影響評価課長

事業名	戦略的環境アセスメントの推進
上位施策名	環境影響評価等
1 事業の概要	<p>環境基本法第19条にもあるとおり、環境影響評価をより効果的に行うためには、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策についても環境の保全に配慮することが必要である。</p> <p>本事業は、          事業実施に先立つ上位計画や政策に対する環境アセスメント、すなわち「戦略的環境アセスメント」（SEA）に関する内容、手法などの具体的な検討及び制度化の検討          国や地方公共団体における取組の実例に基づく有効性、実効性の検証          環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成          を行うものである。</p>
2 進捗状況	<p>平成10年度から2年間、<b>戦略的環境アセスメント総合研究会</b>を開催し、SEAに関する諸外国等の動向を調査し、平成12年8月、SEA導入に向けた基本的考え方や留意点等について報告書を取りまとめた。</p> <p>これを受けて、平成12年度から個別分野におけるSEAの手続手法等のあり方について、具体的な検討を進めている。</p> <p>また、事業所管官庁や地方公共団体と連携・協力を図り、SEA導入への働きかけや助言等を行っているところ。</p>
3 評価	<p>SEAは、環境配慮を環境影響のおそれのある施策等の意思決定に組み込むため、また、環境影響評価法等による事業の実施段階での環境アセスメントの限界を補完するため、有効なツールである。</p> <p>本年EUにおいて計画・プログラムに対するアセスメントに関する指令が合意されるなど、近年諸外国で導入の動きが拡大している。また、我が国の地方公共団体においても制度の検討や実施を図ろうとしており、我が国における導入について検討することが必要である。</p> <p>SEAについて、研究会報告書で、基本的な考え方を提言したところであるが、新しい政策ツールであり、具体的な手法等が確立されておらず、モデルとなる手法を検討・提示したり、活用できる幅広い情報の整備をすることが必要である。</p> <p>また、事業所管官庁や地方公共団体における試行による実績づくりを推進することが必要である。その際、環境省としてもこれをサポートする方策を検討すべきである。</p> <p>SEAの対象としては、具体的な内容をもつ計画・プログラムに重点をおいて検討を進めているが、もっと早期の「政策」段階での環境配慮についても社会的関心が高く、SEAの検討を進める必要がある。</p>
4 予算事項	・戦略的環境アセスメント導入推進費
5 対応副施策等	